

最高裁秘書第5078号

平成29年1月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の質問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

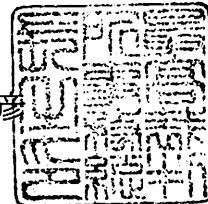
質問番号 平成29年度（最情）質問第70号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年12月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成29年12月19日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分が本当に法5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」旨、及び「面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書が、開示文書とは別に存在するはずである」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

平成29年10月24日に実施した、71期司法修習生採用希望者に対する面接に関して作成し、又は取得した文書（面接人数、実施日時、実施場所、実施方法、面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書を想定しているもの、これに限られない。）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年11月28日付で、一

部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

（3）最高裁判所の考え方及びその理由

ア 開示した司法行政文書（以下「本件対象文書」という。）の一部を不開示とした理由は以下のとおりである（個人識別情報に関する部分を除く。）。

（ア）司法修習生採用選考面接をどのような規模（申込者数、面接対象者数）、形式（面接官、面接時間等）で実施するか、また、それらに関する実質的判断がいつ頃行われるかを明らかにすると、どのような者（範囲）が面接対象者となるかなどの推測がされ、次年度以降、採用選考申込書等の提出書類（追加書面含む。）に真実の記載がされなかつたり、面接対象者において、不適切な事前準備が行われたりする可能性があり、今後の司法修習生の採用事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（行政機関情報公開法第5条第6号ニ）。

（イ）同採用選考面接実施に関する出頭場所（室名表示）については、最高裁判所の庁舎は、全体として高度なセキュリティの確保が要請されており、一般の来庁者の出入りが想定されていない庁舎の部屋の配置等を公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（行政機関情報公開法第5条第6号柱書、平成28年度（最情）答申第48号参照）。

（イ）司法修習生採用選考面接に関する事務について、本件対象文書以外の申出に係る文書を作成する必要性はないので、その他の対象となる文書は、作成又は取得していない。

（ウ）よって、本件対象文書を開示対象文書とした上で、一部不開示とした原判断は相当である。